

情 個 審 答 申 第 1 0 号  
令和7年（2025年）8月21日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）9月13日付け、健政発第000543号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が熊本市に情報提供を行った、特定の医療機関についての国民健康保険不正請求の疑い事例に関する関係機関等とのやり取りの記録等の個人情報一部開示決定に対する審査請求について



## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）6月9日、審査請求人は、熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が熊本市に情報提供を行った、特定の医療機関（審査請求人が受診した医療機関。以下「本件医療機関」という。）についての国民健康保険不正請求の疑い事例に関する関係機関等とのやり取りの記録等の開示請求を行った。
- 2 同月29日、実施機関は、当該請求文書のうち、熊本県への報告書（以下「本件文書」という。）について、市と本件医療機関とのやり取りに関する記載部分を不開示とする個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

情報提供者に市と医療機関とのやり取りの内容を開示しないことは、今後において、医療機関が患者に医療費を請求したかを確認する唯一の手段である市民からの任意の情報提供を妨げることになる。また、当該やり取りの内容を不開示とすることは、市民参加の公正で民主的な市政を推進しているとは言えない。

以上から、不開示となった部分の開示を求める。

#### 2 実施機関の主張

条例第15条第3号は、「本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については、開示しないことができると定めているところ、当該市と本件医療機関とのやり取りは、本件医療機関の事業活動に関する情報や他の国民健康保険被保険者の個人情報を含むものであること、また、開示することを前提に提供を受けているものではないことから、仮に開示を行った場合

には、市と本件医療機関との信頼関係、ひいては医療機関等全般との信頼関係が損なわれ、今後、健全な国民健康保険の運営を図るため、種々の調査を行う場合に、任意での情報提供を受けることが困難になる等、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

以上から、本件処分は適正なものとして審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 審議会の判断

##### 1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本文書である。

##### 2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

##### 3 本件処分の妥当性について

###### (1) 条例第15条第3号該当性について

条例第15条第3号は、「本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」は開示しないことができると規定する。ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

当該不開示部分には、国民健康保険に係る不正請求の有無を確認するために市と本件医療機関がやり取りした内容が記載されている。市と本件医療機関とのやり取りは「調査」に当たる。

そして、当該不開示部分には、本件医療機関の職員の発言内容、患者への対応内容等、本件医療機関の事業活動に関する情報が含まれている。これらの情報は、本件医療機関が市の調査に協力して市に提供したものであり、市以外の第三者に提供することを想定しているものではない。そのため、当該情報を審査請求人に提供した場合、市と本件医療機関との信頼関係だけでなく、他の医療機関等との信頼関係を損ね、今後、国民健康保険業務の適切な遂行のために、医療機関等から任意での情報提供を受けることが困難となるなど、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行において実質的な支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は条例第15条第3号に該当する。

(2) 条例第15条第6号該当性について

本文書には、審査請求人以外の個人の氏名が記載されており、当該個人が本件医療機関に相談を行ったことに関する情報が含まれているところ、当該情報は診療に関する情報という秘匿性の高いものであり、これを開示することにより当該個人のプライバシーという正当な利益を侵害するおそれがあることから、当該部分は条例第15条第6号にも該当する。

(3) 以上より、実施機関が当該部分を不開示とした判断は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 9月13日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）9月13日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 7月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月21日	答申案の審議を行った。